

令和2年度一般会計補正予算の専決処分について

令和3年1月8日
京都府総務部財政課
(075-414-4410)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記のとおり令和2年度一般会計補正予算を専決処分したのでお知らせします。

1. 専決処分の内容

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止推進費 7,760百万円

要請期間延長に伴い、営業時間短縮要請に協力いただいた事業者に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の予算を増額

【延長期間】令和3年1月12日(火)～令和3年2月7日(日) 27日間
(現行 令和2年12月21日(月)～令和3年1月11日(月) 22日間)
※緊急事態宣言の発出等に伴い、期間内であっても要請内容を変更することがある

<事業内容(要請期間延長以外は、前回と変更なし)>

対象者	酒類の提供を行う飲食店等
給付要件	次のいずれにも該当する中小企業・団体及び個人事業主 ①京都市内に対象施設(店舗)を有すること ②府の要請期間中、定休日等を除くすべての営業日において、給付要件時間短縮営業に取り組んでいること ③要請日以前から営業(営業時間が午後9時までの店舗は除く)していること ④ガイドライン推進京都会議のステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等を遵守していること
要請内容	午前5時～午後9時の間の営業を要請 (要請期間:1月12日(火)から2月7日(日)の27日間)
協力金額	1施設(店舗)1日あたり4万円 ※休業日を除き営業時間短縮要請に対応した日数に応じて支給

※給付金の地方負担分(2割)及び事務費については、京都市が1/3を負担見込み
京都市負担見込額:5.7億円

【(1) 担当課 産業労働総務課企画調整係 電話075-414-4819】

(2) 新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援事業費 70百万円

自宅療養者に対する療養中の健康管理計器と生活必需品を支援

<事業内容>

対象者	新型コロナウイルス陽性患者のうち自宅で療養する者
支援内容	パルスオキシメーター等の貸出及び食料品・生活必需品の提供
対象期間	1月下旬から3月31日(水)

【(2) 担当課 健康対策課感染症対策係 電話075-414-4734】

2. 専決処分日 令和3年1月8日

3. 専決処分類 7,830百万円

(専決後令和2年度予算額 1,217,481百万円台)